

市長と女性の意見交換会開催要領

1 趣旨

「市長と女性の意見交換会（以下、「意見交換会」という。）」は、市内在住の18歳以上の女性と市長が、まちづくり全般について、フリートーキング形式で意見交換する場とし、この中での意見等は、今後の市政運営の参考あるいは市政に反映させるものとする。

2 公募等

参加者は、広報紙「市政はこだて」、市ホームページ、SNS（LINE、X（旧 Twitter））などを通じて公募することとし、応募者多数の場合は抽選とする。

3 応募要件

応募することができる者は、次の要件を満たすものとする。

- ・市内に居住する18歳以上の女性

4 懇談の制限

懇談内容が次に該当するときは、懇談しないこととする。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (2) 特定の営利事業の支援につながるおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治団体や宗教団体に特別の利益または不利益となるおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人や団体に対する誹謗・中傷となるおそれのあるとき。
- (5) 苦情や要望等が主たる目的となるおそれがあるとき。
- (6) その他、意見交換会の趣旨に適さないと判断したとき。

5 開催方法等

- (1) 意見交換会は1回あたり1時間30分を目安とする。
- (2) 1回あたりの参加人数は10名程度とする。

6 応募方法等

- (1) 応募は、「市長と女性の意見交換会申込書」の様式により、郵送、FAX、電子メール、ウェブフォームのいずれかで市民部市民・男女共同参画課へ申し込みを行う。
- (2) 申込書は市のホームページからダウンロードすることができる。
- (3) 参加者が決定したときは、「市長と女性の意見交換会参加決定通知書」により通知する。

7 市の出席者

市長、市民部職員が出席する。